

| 平成 31 年 3 月定例議会 議案概要 |   |     | 担当課                              | 福祉あんしん課 | 種別 | 条例 |
|----------------------|---|-----|----------------------------------|---------|----|----|
| 議案番号                 | 議案第 16 号  | 議案名 | 琴浦町福祉サービス事業手数料の徴収に関する条例の一部改正について |         |    |    |
| 目 的                  | 平成 31 年度の事業新設や廃止に伴い、それらに関連する手数料を改正するもの。   |     |                                  |         |    |    |
| 内 容                  | <p>1 パワーリハビリ利用料の削除<br/>教室の廃止に伴い、利用料の記載を削除するもの。</p> <p>2 琴浦町生活管理指導員派遣事業利用料の削除<br/>委託事業者(社会福祉協議会)の事業廃止に伴い事業を廃止し、利用料の記述を削除するもの。</p> <p>3 琴浦町生活管理指導短期宿泊事業利用料の削除<br/>利用実績がほとんど無いため、事業を廃止し、利用料の記述を削除するもの。</p> <p>4 琴浦町生活援助サービス事業利用料の追加<br/>ヘルパー資格を持たない者でも可能な範囲で生活の援助を行う事業を新設し、該当事業の利用料を記載するもの。<br/>(1) 援助する事業内容<br/>掃除、洗濯、調理、買物<br/>(2) 利用料<br/>1 時間当たり 150 円(買物のみの場合、1 時間当たり 100 円)<br/>※負担割合証のとおり</p> |     |                                  |         |    |    |
| 補足事項                 | 施行日 平成 31 年 4 月 1 日   |     |                                  |         |    |    |